

平成 28 年 12 月 5 日

株主様各位

東京都中央区日本橋本石町 3-1-2
株式会社セラータムテクノロジー
代表取締役社長 藤本 秀一

自己株式取得の結果に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

株主様におかれましては、平素より当社に対し格別なご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

平成 28 年 8 月 29 日にお知らせいたしましたとおり、弊社は、譲渡対価を一株当たり 1,500 円、取得株式数上限を 100,000 株とする自己株式の取得を行い、平成 28 年 11 月 30 日の取得期間終了をもちまして、今回の自己株式の取得は終了いたしました。

この度は、上限 100,000 株の募集に対し、これを上回る 101,799 株のお申込みをいただきました。その結果、会社法第 159 条第 2 項但書に基づき、株主様には、配分された数（株主様が譲渡する株式数＝株主様の譲渡申込株式数×（取得株式上限 100,000 株÷株式譲渡申込の総数））の一株未満端数を切捨てた株式譲渡を行うことになりました。そのため、株主様がお申込みをされた株式数の全てを当社が取得することはできなかったことをご報告いたします（一株の譲渡しの申込をされた株主様については、一株未満端数切捨てにより、当社に対する株式の譲渡はできないことになりました）。

なお、一株未満端数を切捨てた結果、今回の自己株式取得において弊社が取得した株式の数は、99,085 株、株式の取得価額の総額は 148,627,500 円となりました。

金銭の支払いについては、平成28年12月下旬頃にご指定いただいた銀行口座にお振込みする予定です。その後、株式譲渡の結果を記載した「株主名簿記載事項証明書」を株主名簿に記載されたご住所に郵送いたします。

ご不明な点などございましたら、弊社株式事務担当（電話 03-6820-0740）に遠慮なくお問い合わせ下さい。

敬具

(ご参考)

当社は、平成28年8月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第4条、第34条（当社の剰余金の配当決定機関が取締役会であること）の定めに基づき会社法第156条第1項各号の事項を決議したうえで、下記のとおり、会社法第157条第1項に基づき自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 取得する株式の数

当社普通株式 100,000株（上限）※発行済株式総数に対する割合約7.97%

2. 株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び額

金銭 1,500円

3. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額

金150,000,000円（上限）

4. 申込期日

平成28年9月29日から平成28年11月30日まで

以上